

配置予定技術者に関する提出書類について（お知らせ）

令和7年1月31日

県の建設工事に係る配置予定技術者につきまして、**令和7年2月1日以降に入札執行通知又は入札公告する案件**より、下記のとおり確認することとしますので、ご注意ください。

◇配置予定技術者の専任状況等の確認

確認の手続きは、次のとおり行います。

指名競争入札の場合

- ① 開札の結果、**請負予定金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上である場合は**、落札決定を保留します。
- ② 発注機関から、最低価格入札者である落札候補者に対して、入札執行通知に添付された「**配置予定技術者確認申請書（別記様式）**」の提出依頼の連絡をします。
- ③ 配置予定技術者確認申請書に記入の上、発注機関へ提出してください。
- ④ 発注機関で配置予定技術者確認申請書に基づき、現場施工に着手する日（フレックス工期による契約方式を適用する工事の場合は「工事開始日」。以下同じ）（入札執行通知に記載）の専任状況等を確認後、落札決定を通知します。
- ⑤ 落札決定後、何らかの理由により、配置予定技術者確認申請書に記載した配置予定の技術者を入札執行通知において示す現場施工に着手する日までに専任又は専任特例（建設業法第26条第3項のただし書きによる場合を「専任特例」といいます。以下同じ。）を適用して配置できなくなった場合、他の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できるのであれば、契約を継続します。
- ⑥ 入札執行通知において示す現場施工に着手する日までに、他の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止措置を行います。

県が定める、一定の条件を満たす場合は、他工事の技術者又は営業所技術者等（建設業法第7条第2号に定める「営業所技術者」又は同法第15条第2号に定める「特定営業所技術者」を、「営業所技術者等」といいます。以下同じ。）との兼務を認める場合があります。詳細は「入札執行通知」及び「技術者の配置について」をご覧ください。

一般競争入札の場合（価格競争）

- ① 発注機関から、落札候補者である旨の連絡があった場合は、他の提出書類とともに、「**配置予定技術者名簿（別記様式4）**」を提出してください。
- ② 請負予定金額が1,000万円以上である場合は、発注機関で他の書類とともに配置予定技術者名簿に基づき、現場施工に着手する日（入札公告個別事項又は入札説明書に記載）の専任状況等を確認後、落札決定を通知します。（ただし、請負予定金額が1,000万円以上4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満である場合、落札候補者によっては、一定の条件ものとは、専任を求めないことがありますので、詳しくは入札公告を確認してください）
- ③ 落札決定後、何らかの理由により、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、配置予

定技術者名簿に記載した配置予定の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できなくなった場合、入札参加資格を満たす他の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できるのであれば、契約を継続します。

- ④ 入札公告において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たす他の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止措置を行います。

県が定める、一定の条件を満たす場合は、他工事の技術者又は営業所技術者等との兼務を認めることがあります。詳細は「第2号様式「入札公告個別事項【事後審査型】」及び「技術者の配置について」をご覧ください。

一般競争入札の場合（総合評価落札方式）

- ① 発注機関から、落札候補者である旨の連絡があった場合は、他の提出書類とともに、「**配置予定技術者名簿（別記様式4）**」を提出してください。

- ② 請負予定金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上である場合は、発注機関で他の書類とともに配置予定技術者名簿に基づき、現場施工に着手する日（入札公告個別事項又は入札説明書に記載）の専任状況等を確認後、落札決定を通知します。

- ③ 落札決定後、何らかの理由により、配置予定技術者名簿及び技術資料に記載した配置予定の技術者を入札公告において示す現場施工に着手する日までに、専任で配置又は専任特例を適用して配置できなくなった場合は、入札参加資格を満たし、かつ技術資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できるのであれば、契約を継続します。

- ④ 入札公告において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たし、かつ技術資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を専任又は専任特例を適用して配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止措置を行います。

県が定める、一定の条件を満たす場合は、他工事の技術者又は営業所技術者等との兼務を認める場合があります。詳細は「第2号様式「入札公告個別事項【事後審査型】」及び「技術者の配置について」をご覧ください。

◇配置予定技術者名簿及び配置予定技術者確認申請書の作成等にあたっての留意事項

配置予定技術者名簿及び配置予定技術者確認申請書の作成にあたっては、下記の留意事項を厳守してください。

(1) 配置予定技術者と営業所技術者等は、同一の技術者を配置することは、建設業法第26条の5の適用を受ける場合にかぎり、配置することができます。

(2) 当該工事の配置予定技術者は、当該工事とは別に専任を要する工事に従事している場合は、建設業法第26条第3項のただし書きの適用を受ける場合にかぎり、同一技術者を配置することはできません。

(3) 他法令により専任が求められている者（建築士事務所を管理する建築士等）は、配置予定技術者として配置することはできません。

※それぞれに専任性が求められるため、重複配置は建設業法違反となります。

- ・ 上記（１）～（３）について、現場施工に着手する日において、配置予定技術者を専任又は専任特例を適用して配置できることを確認の上、配置予定技術者確認申請書又は配置予定技術者名簿の専任状況欄にチェックマーク■を記入し提出すること。
【契約後に、申請書等に虚偽があると判明した場合、主任技術者又は監理技術者を配置できなかった場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき入札参加資格の停止措置を行います。】
- ・ 配置予定技術者確認申請書又は配置予定技術者名簿を提出した時点で、他の工事の配置技術者である場合は、「**現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書**」に合わせて、他の工事の工事カルテを提出すること。
【現場施工に着手する日において、当該工事とは別に専任を要する工事がある場合、配置予定技術者確認申請書又は配置予定技術者名簿の提出がない場合は、当該落札候補者の入札を無効として取り扱います。】
- ・ 配置予定技術者確認申請書又は配置予定技術者名簿の提出後、これを書換え、引替え又は撤回をすることができません。
- ・ 提出された配置予定技術者確認申請書又は配置予定技術者名簿の内容について、発注機関から説明を求める場合があります。

◇配置予定技術者の兼務の確認

- ・ **請負予定金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事**で、他の専任を要する工事に従事する技術者又は他の工事に従事する現場代理人を当該工事に配置する場合は、関係する各発注機関に対し、兼務の可否を確認したうえで、**契約締結までに「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」を必ず提出してください。**
- ・ **請負予定金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事**で、他の工事に従事する技術者（専任及び非専任を問わず）又は他の工事に配置する現場代理人を兼務で配置する場合は、**配置予定技術者確認申請書又は配置予定技術者名簿提出時に合わせて「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」を必ず提出してください。**
- ・ なお、提出した「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」の記載内容に**虚偽があると判明した場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づき、参加資格の停止措置を行う場合があります**のでご注意ください。
- ・ **落札決定後、何らかの理由により、「現場代理人・主任技術者・監理技術者の兼務申請書」等に記載した技術者を配置できない場合（入札参加資格を満たす他の技術者又は技術資料に記載の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置できる場合を除く）は、契約を解除します。**この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき**参加資格の停止措置**を行います。

◇現場施工に着手する日の意義

入札執行通知又は入札公告に記載する「現場施工に着手する日（令和〇〇年〇〇月〇〇日）」は、公平な入札を期すため、具体的な日を指定し、配置予定技術者の専任状況等を確認するものであり、受注者が、実際に現場施工に着手しなければならない日を指定するものではありません。

◇適用日

令和7年2月1日以降に入札執行通知又は入札公告するものから適用します。

※その他、不明な点については、各発注機関にお問い合わせください。